

議案第17号

区議会提出議案に関する意見聴取

(幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例)

上記の議案を提出する。

令和2年2月10日

(提出者)

世田谷区教育委員会

教育長 渡部 理枝

(提案説明)

幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の議案提出に伴い、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条に基づき区長から意見を求められたため、本案を提出する。

31世総第712号
令和2年2月4日

世田谷区教育委員会
教育長 渡部 理枝 様

世田谷区長 保坂 展人

区議会提出議案に関する意見聴取について

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）」第29条の規定に基づき、下記のとおり、世田谷区教育委員会の意見を求めます。

記

- 1 案 件 名
幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
- 2 案 文
別紙のとおり
- 3 提案議会
令和2年第1回世田谷区議会定例会
- 4 回答期限
令和2年2月10日（月）
- 5 担 当
総務部総務課総務係 北川 内線2065



議案第 号

幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

令和2年2月19日

提出者 世田谷区長 保坂展人

(説明) 国が告示した公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員の
服務を監督する教育委員会が教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき
措置に関する指針に基づき、幼稚園教育職員の健康及び福祉の確保を図るための措
置について定める必要があるので、本案を提出する。

幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成12年3月世田谷区
条例第21号）の一部を次のように改正する。

第19条の次に次の1条を加える。

（業務量の適切な管理等）

第19条の2 職員の健康及び福祉の確保を図ることにより幼稚園教育の水準の維持
向上に資するため、職員が正規の勤務時間及びそれ以外の時間において行う業務の
量の適切な管理その他職員の健康及び福祉の確保を図るための措置については、公
立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和46年法律第
77号）第7条第1項に規定する指針に基づき、人事委員会の承認を得て、教育委
員会規則で定めるところにより行うものとする。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(業務量の適切な管理等) 第19条の2 職員の健康及び福祉の確保を図ることにより幼稚園教育の水準の維持向上に資するため、職員が正規の勤務時間及びそれ以外の時間において行う業務の量の適切な管理その他職員の健康及び福祉の確保を図るための措置については、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和46年法律第77号）第7条第1項に規定する指針に基づき、人事委員会の承認を得て、教育委員会規則で定めるところにより行うものとする。</p> <p>附 則 この条例は、令和2年4月1日から施行する。</p>	<p>(新設)</p>